

2012年9月18日

お客様各位

株式会社 MOL JAPAN

北米航路(輸出入共通) Labor Disruption—Special Rule Limiting Liability of Cargo Interests 適用のご案内

平素より、弊社サービスをご利用頂き、厚く御礼申し上げます。

さて、2012年9月12日付けにてご連絡致しました Labor Disruptions Port Congestion surcharge の件につき内容及び適用日に変更となりましたのでご連絡致します。

本件は、北米東岸港湾労組 ILA と使用者団体 USMX による労使交渉が決裂した場合に起こる北米東岸港でのストライキ・荷役停止/遅延・ロックアウトにより発生する費用の負担を下記金額を上限としたチャージとしてお客様にお願いするものでしたが、本変更に伴いチャージではなく当社の特別規定としてお客様に費用の負担をお願いするものとなります。

お客様各位のご理解とご協力を賜りますよう、何卒お願い申し上げます。

記

対象貨物: 日本・アジア発米国・カナダ向け及び米国・カナダ発日本・アジア向けコンテナ貨物

1. 適用開始日: 2012年9月14日より(貨物搬入日ベース)
2. 適用額 :

対象地域・貨物	適用レート※
日本・アジア発米国・カナダ向け及び米国・カナダ発日本・アジア向けコンテナ貨物	USD 800.00 /20FT
	USD 1000.00 /40FT
	USD 1000.00 /40FT HC
	USD 1266.00 /45FT

※但し、上記金額を上限とする。

以上

お問い合わせは、弊社各営業担当までお願い致します。